

東京大学大学院農学生命科学研究科
 応用動物科学専攻（応用免疫学研究室） 准教授（女性限定） 公募

1	職名	准教授
2	募集人数	1名
3	採用予定日	令和5年6月1日以降
4	任期	なし
5	勤務地	東京都文京区弥生1-1-1 弥生キャンパス
6	所属□	大学院農学生命科学研究科 応用動物科学専攻 応用免疫学研究室
7	業務内容	1) 研究領域：応用動物科学における応用免疫学 2) 担当予定講義・実習・演習科目： （教養学部）初年次ゼミナール理科、応用動物科学I「動物生命科学へのいざない」 （学部）動物生理学、応用免疫学、人獣共通感染症学、動物生命科学基礎、動物生命システム科学I/II、寄生虫学、動物生命システム科学実習、動物生命システム科学演習、動物生命・形態学実習、ウイルス学・免疫学実習、寄生虫学実習、卒業論文指導 （大学院）外界と生体のインターアクション、正常と異常の生命科学、動物科学トピックス（英語）、動物科学のフロンティア、生体防御学特別講義、応用動物科学特別演習、応用動物科学特別実験、高次生体制御学演習、高次生体制御学特別実験、生体防御学特別演習、生体防御学特別実験、修士論文指導、博士論文指導
8	就業時間	専門業務型裁量労働制（1日7時間45分働いたものとみなされます。）
9	休日・休暇	土・日、祝日法に基づく休日、年末年始（12月29日～1月3日） 年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇 等
10	給与	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 参考 博士修了/34万円～ 諸手当、賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円まで）の他、本学の定めるところによる。
11	社会保険等	文部科学省共済組合、雇用保険（法令の定めるところにより加入）
12	応募資格□	1) 博士号取得者（または採用日までに取得見込の者） 2) 優れた研究業績を有し、学生の教育研究指導等を積極的に行えること 3) 広い視野から伝染性疾患/感染症の研究を推進し、国際的に展開できること 4) 上記7 2)の講義・実習・演習等を担当できること 5) 積極的に研究科・専攻の方向性を理解し、学務のみならず、種々の業務を担当でき、教育研究活動をもって社会貢献ができること 6) 女性であること
13	提出書類	1) 履歴書（東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html 2) 研究業績（学位論文、著書、原著論文、総説、その他）（応募者に下線を付すこと） 3) 教育業績（講義、研究指導等） 4) 社会貢献（学会活動、委員会活動等） 5) 競争的資金の獲得状況 6) 主要論文の別刷（コピー可）5 編以内 7) これまでの研究概要（2,000字程度） 8) 着任後の研究方針（2,000字程度） 9) 学部学生・大学院生の教育と研究指導方針（2,000字程度） 10) 応募者の研究・教育経歴等について評価できる2名の方の氏名、職名及び連絡先（住所、電話、メールアドレス等）
14	応募締切	令和5年3月6日（月）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施します。
15	書類送付先及び問い合わせ先	〒113-8657 東京都文京区弥生1-1-1 東京大学大学院農学生命科学研究科 応用動物科学専攻 担当：専攻長 高橋伸一郎 TEL: 03-5841-1310 E-mail: atkshin[at]g.ecc.u-tokyo.ac.jp（[at]は@に置き換えてください） ①上記13 1)～10)の書類について、各一部を紙媒体で、封筒に「准教授応募書類在中」と朱書きし、簡易書留あるいは記録が残る方法で郵送してください。 ②同時に、上記13 1)～10)の書類について、この順に一つのPDFファイルにまとめて、パスワードを付けて保存し、 https://davm01.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/gR-8QAVIXs4A71AB9oyF2Qyejy96zZq-ilZ0wqfqtcpw に必ずアップロードしてください。パスワードは、本項上記のE-mail宛に、「提出書類パスワード」という件名で、ご連絡ください。
16	試用期間	採用日から6ヶ月間
17	募集者名称	国立大学法人東京大学
18	その他	応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。 東京大学は男女共同参画を推進しており、本公募では「男女雇用機会均等法」第8条の規定（女性労働者に係る措置に関する特例）に則り、女性教員の割合が相当程度少ない現状を積極的に改善するための措置として、女性に限定した公募を実施します。 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり） 外為法等の定めにより、採用時点で、海外との兼業や、外国政府等からの多額の収入がある場合、研究上の技術の共有が制限され、本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、兼業等については、本学における研究上の技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。